

川崎市公告第1277号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年8月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市内交差点交通量調査委託

(2) 履行場所

川崎市多摩区東生田1丁目10番地先ほか3箇所

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月13日限り

(4) 業務概要

本業務は、緊急渋滞対策事業の一環として、川崎市内の交差点における対策実施後の交通状況の把握及び事業効果の検証等の基礎資料を得るため、交通量調査を行うものです。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」、種目「交通量調査」で登録されている者。

3 一般競争入札参加申込書の配付及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 配付場所

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細ページからダウンロードしてください。

(2) 配布開始日

令和7年8月28日（木）

(3) 提出書類

入札参加申込書

(4) 提出方法

持参

(5) 提出場所及び問合せ先

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎17階
川崎市建設緑政局道路河川整備部施設維持課
電 話：044-200-2802

(6) 受付期間

令和7年8月28日(木)から令和7年9月3日(水)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時00分までを除く。)

4 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている電子メールアドレスに、確認通知書を令和7年9月9日(火)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスに登録していない場合は、FAXで送付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

ア 電子メールの場合

(ア)質問書の送付先

53dousi@city.kawasaki.jp

※ 件名を「【質問書】川崎市内交差点交通量調査委託」としてください。

(イ)質問書の受付期間

令和7年9月9日(火)から令和7年9月16日(火)まで

イ 持参の場合

(ア)質問書の提出場所

上記3(5)と同じ

(イ)質問書の受付期間

令和7年9月9日(火)から令和7年9月16日(火)まで

午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時00分までを除く。)

(2) 質問書の様式

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細ページからダウンロードしてください。

(3) 回答方法

令和7年9月19日(金)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答書を送付します。なお、メールアドレスに登録していない者については、FAXで送付します。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 提出書類

ア 入札書

イ 委任状（代表者以外の方が提出する場合のみ必要です。）

(2) 入札方法

持参による入札

(3) 入札の日時・場所

ア 令和7年9月30日（火）午後2時30分

イ 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎7階 701会議室

※ 封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に上記1（1）の件名及び「入札書在中」と明記してください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

要

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) この公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) この公告に関する問合せ先は、上記3 (5) に同じです。